

# 伊予市介護保険住宅改修の手引き



令和3年9月

伊予市市民福祉部長寿介護課

# 目 次

1	住宅改修をする前に	… 1
2	介護保険制度における住宅改修費支給制度について（概要）	… 2
3	利用限度額（支給限度基準額）	… 3
4	支給方法	… 4
5	対象となる住宅改修の種類	… 5
6	住宅改修の流れ	… 8
7	申請に必要な書類と留意点	… 10
8	住宅改修費が支給できない・一部支給となる場合	… 13
9	福祉用具貸与と住宅改修の併用について	… 14
10	トラブルの防止について	… 14
11	住宅改修Q&A	… 15

## 【参考資料】

- 1 事業者様向け手引き（提出書類作成用）
- 2 チェックリスト

## 住宅改修をする前に

大がかりな改修工事をしなくても、生活動線の見直しや家具の配置変更を検討したり、介護保険を使って福祉用具を購入することで解決できることがあります。

福祉用具を使用することでは解決できない。または、福祉用具よりも住宅改修の方が適切と思われる身体状況、介護状況、住宅状況がある場合に住宅改修を行います。

例えば！！

要 望	解 決 策
トイレが和式便器で、しゃがむのが辛い ため、洋式便器に替えたい！	「腰掛け便座」を使用することで、洋式便器のように腰掛けて排泄することができます。
トイレに行く時に介助してほしいけど、 家族に迷惑をかけたくないから手すりを 付けたり段差の解消をしたい！	「ポータブルトイレ」を使用することで、 介助者の負担を減らしたり、トイレまでの移動の負担を減らすこともできます。
浴槽に入りたいけど、出入りが不安なので 手すりを取り付けたい。	「浴槽用手すり」「浴槽内椅子」「浴槽内すのこ」「入浴台」を使用することで、浴槽への出入りの負担を減らすことができます。
浴室内に段差があるから嵩上げ工事をして、 段差を無くしたい！	「浴槽内すのこ」を使用することで、安価に段差解消をすることができます。

住宅改修の目的は居宅生活の自立、または継続です。それを可能とするために必要なことは、日常生活動作を容易にすることです。

「日常生活動作」とは、外出、入浴、食事、洗濯、排泄などに関する移動や介助といった必要最低限の生活動作のことです。

介護保険の住宅改修は、それらを容易にするためという目的でなければできません。

介護保険は、被保険者のみなさまからの大切な保険料で運営していますので、適正な理由と方法で住宅改修を行っていただきますようお願いいたします。

自己努力での改善ができる問題についての改修はできません。

「趣味や気分転換」「リハビリのため」が理由の移動に関する改修はできません。

リフォーム目的での改修はできません。



## 介護保険制度における住宅改修費支給制度について（概要）

住宅改修費支給制度は、要介護認定・要支援認定（以下「要介護認定」という。）を受けている方が、住みなれた自宅で生活を続けられることを目的として住宅の改修を行った場合に、その費用の一部が支給されるもので、手すりの取り付けや床の段差解消など、資産形成につながらない比較的小規模なものが対象になります。



### 対象要件

次の要件を全て満たし、住宅改修をした場合に対象となります。

- 要介護認定を受けており、着工日と完成日が認定有効期間内であること。
- 介護保険被保険者証に記載されている住所地の住所で、実際に居住していること。
- 本人が在宅であること。（入院・入所・外泊等していないこと。）
- 改修内容が、介護保険制度の支給対象となる工事であること。
- 住宅改修の着工前に事前申請を行っており、伊予市から事前審査承認をされていること。（伊予市から「介護保険住宅改修着工許可証」を発行します。）

注意点！！	
介護認定申請中の方について	要介護認定申請中の方が、認定結果の通知前に事前申請し着工することは可能ですが、支給申請は認定結果が出た後に提出してください。 認定結果が「自立」の場合は、住宅改修費の支給を受けることができませんのでご注意ください。
入院中・施設入所中の方について	基本的には、退院・退所後に事前申請を行います。退院・退所の予定が決まっており、住宅改修を行わなければ在宅生活に支障があると判断できる場合は、入院・入所中においても事前申請・着工が可能です。 ただし、支給申請は退院・退所後に提出してください。なお、退院・退所ができない場合は、支給を受けることはできません。
一時的にお住まいになる住宅の改修について	改修の対象となる住宅は介護保険被保険者証に記載されている所在地の住宅となります。一時的に居住する住宅等の改修は、支給の対象となりません。
新築・増築の住宅改修について	住宅の新築や増築は給付の対象となりません。また、改修理由が老朽化によるものや器具等の故障・破損等の場合も支給の対象となりません。
工事内容の判断について	支給対象となる工事内容であるかどうかは、伊予市（保険者）が判断します。

## 利用限度額（支給限度基準額）

支給限度基準額は、要介護度にかかわらず、一人当たり20万円です。ただし、負担割合証に記載された割合が自己負担となりますので、介護保険から支給される額は、負担割合に応じて14万円から18万円が上限となります。この限度額の範囲内であれば、何回かに分けて利用することが可能です。

※介護保険料に滞納がある方は、自己負担額が3割になる場合があります。

※20万円を超える工事を行った場合、超えた部分に関しては全額自己負担となります。

支給限度基準額	負担割合	給付上限額	自己負担額
20万円	1割負担の方	18万円	2万円
	2割負担の方	16万円	4万円
	3割負担の方	14万円	6万円

なお、下記の場合は例外として、再度20万円を上限として住宅改修費支給制度を利用することができます。ただし、以前の支給可能残額は加算されません。

- ・転居して住所が変わった場合
- ・要介護状態が著しく重くなった場合

（初めて住宅改修を行ったとき（初回の住宅改修着工日）の「要介護状態区分」を基準として、段階が3段階以上上がった場合）

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分		追加の住宅改修着工日の要介護状態区分	
第一段階	要支援1	→ 第四段階 第五段階 第六段階	要介護3 要介護4 要介護5
第二段階	要支援2 要介護1	→ 第五段階 第六段階	要介護4 要介護5
第三段階	要介護2	→ 第六段階	要介護5

※この例外は、同一住宅・同一要介護者について1回のみ適用されます。



## 支給方法

支給方法には「償還払い方式」と「受領委任払い方式」の2種類があります。

### • 償還払い方式

利用者が、いったん費用の全額を住宅改修施工事業者へ支払った後、申請により、給付対象部分の7割～9割相当の金額を、後日給付いたします。給付の時期は、申請から概ね1ヶ月～2ヶ月後になります。

### • 受領委任払い方式

介護保険対象の住宅改修に係る費用のうち、利用者が自己負担分（1～3割）の金額のみを施工業者に支払えば良い方法です。残りの費用については、伊予市（保険者）から直接施工業者に支払います。ただし、自己負担分以外に給付の対象とならない部分が含まれる場合は、利用者が対象外経費の全額を支払うことになります。

#### 受領委任払い制度を利用できる対象者等について

- 受領委任払い方式を利用できる対象者は、市民税非課税世帯又は生活保護受給者の方で、介護保険料を滞納されていない方のみとなります。ただし、工事着工時に、病院、施設等へ入院・入所中の場合もしくは、介護保険認定申請中の場合は、受領委任払いは利用できません。
- 受領委任払い方式を利用するためには、事前申請の際に伊予市に「介護保険給付費受領委任払い承認申請書」を提出し、着工前に承認を受けておく必要があります。
- なお、受領委任払いの利用は、伊予市と事前に「介護保険給付費受領委任払い合意書」を交わした施工業者に限ります。合意書に関するお手続き方法については、伊予市長寿介護課にお問合せください。

### 注意点！

住宅改修は、事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められません。施工業者が改修を行う際に、利用者や家族から取付け位置の変更、取付け金具等の変更を希望されたとしても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行ってしまうと、保険給付の対象外になる場合があります。

そのような場合には、必ず、事前にケアマネジャーより伊予市長寿介護課までお問合せください。問合せの必要性が発生した日が閉庁日の場合、その直後の開庁日に必ずお問合せください。



## 対象となる住宅改修の種類



### (1) 手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒防止や移動、移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事です。

手すりを取り付けるための壁の下地補強も対象となります。

○ 介護保険給付の対象になる工事	× 対象外の工事
○居室内の手すり（居間、トイレ、浴室、玄関等）※動線からはずれる場合は対象外	×集合住宅等の共用部分の手すり（貸主の承諾があり、動線上であれば可）
○敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの通路等）	×敷地外の手すり
○固定された下駄箱への手すりの取り付け（手すりの安全性を確認できる場合に限る）	×転落防止のための手すり
○手すりの付け替え・移設（身体状況の変化等による場合のみ）	×固定したネジ等を隠す化粧用シール・キャップ等
	×手すり取付け工事に伴う家具等の移設費用
	×固定されていない家具等への取付け
	×取付け工事を伴わない手すりの設置

### (2) 段差の解消

各室間の床の段差、玄関から道路までの通路等の段差や傾斜を解消するため、スロープの設置、床のかさ上げ、敷居を低く（もしくは撤去）する等の工事です。

浴室の段差解消に伴う給排水設備工事も対象となります。

○ 介護保険給付の対象になる工事	× 対象外の工事
○各居室の敷居を低く（撤去）する工事	×床下収納スペースを埋める工事
○スロープ・踏み台を固定設置する工事	×スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事
○浴室の洗い場のかさ上げ工事	×昇降機、リフト、段差解消機等を設置する工事
○敷石をコンクリートでフラットにする工事	×上がり框に腰掛台を設置する工事
○居室・廊下をバリアフリーにする工事	×浴槽の取替えに伴う給湯器、シャワー水栓の工事
○階段の勾配を緩やかにする工事	×転落防止柵設置の <u>単独工事</u> （段差解消や傾斜解消工事に付帯するものは可）
○浴槽をまたぎやすい浅いものに取り替える工事	×電気工事
○傾斜の解消	×固定設置をしない場合
○ <u>スロープの設置に伴う転落防止柵の設置工事</u>	

### (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

畳から板製床材やビニール系床材等への変更、浴室の床を滑りにくい床材への変更、通路面の滑りにくい舗装材への変更等、主に転倒防止を目的として床材を変更する工事です。

床材変更のための下地の補修や根太（ねだ）の補強、通路面変更のための路盤整備も対象です。

○ 介護保険給付の対象になる工事	× 対象外の工事
<ul style="list-style-type: none"> <li>○畳から板製・ビニール製の床材等へ変更する工事</li> <li>○浴室のタイル等を滑りにくい床材に変更する工事</li> <li>○屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更する工事</li> <li>○階段の滑り止め（固定されているもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>×老朽化による床材の張替え</li> <li>×滑り止めマットを置くだけ</li> <li>×転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更する工事</li> <li>×滑りやすい素材に変更する工事</li> </ul>



### (4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸や折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった、扉全体の取替えのほかに、ドアノブの変更、戸車の変更・設置なども含まれ、入退室時の安全を確保する工事です。扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事も対象です。

ただし、心身の状態により、ドアの開閉やドアノブを握る等の動作が困難と認められる場合に限ります。

○ 介護保険給付の対象になる工事	× 対象外の工事
<ul style="list-style-type: none"> <li>○開き戸から、引き戸・折り戸・吊り戸・アコーディオンカーテン等への取替え工事</li> <li>○重い引き戸から軽い引き戸への取替え工事</li> <li>○ドアノブの変更、戸車の設置、吊元の変更工事</li> <li>○扉の撤去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>×自動ドアに取り替えた場合の、動力部分相当費用</li> <li>×引き戸等の新設（ただし、扉の取替えと比較し、費用が低廉に抑えられる場合は可）</li> <li>×扉の使用に支障がない場合の、間口の拡大（心身の状況等により扉の使用に支障があると認められる場合は可）</li> <li>×雨戸の取替え</li> </ul>





## (5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取替える改修で、主に便座から立ち上がる時の負担軽減や、移乗動作の補助が目的の工事です。

便器の取替えに伴う給排水工事（トイレ室内のみ）、便器の取替えに伴う床材の変更も対象です。

※水洗和式⇒水洗洋式への工事は給排水工事も対象となります。

※非水洗和式⇒水洗洋式への工事は、便器・便座のみ対象で、給排水工事は新設とみなされ給付の対象外となります。また、電気配線、天井等の工事も対象外です。



○ 介護保険給付の対象になる工事	× 対象外の工事
○和式便器から洋式便器への取替え	×洋式便器から洋式便器への取替え
○洋式便器の工事	×既存の和式トイレはそのまま、新規に洋式トイレを設置する
・便座の高さが高い（低い）洋式便器に取替える場合（ただし、補高便座を用いて高さを調整する場合は、福祉用具購入費の支給対象）	×介護保険制度の福祉用具購入の対象である腰掛便座の設置
・洋式便器の向きを変える工事	×暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座への取替え（*）
○便器の取替えに伴う床・壁の解体、床の修復工事	×電気工事

\* 和式便器から洋式便器への取替えに伴い、暖房便座や洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは、それら機能を含めた一体型の洋式便座が一般的に供給されていることを考慮して支給対象になります。ただし、既に洋式便器である場合においてはこれらの機能の付加のみを目的とした工事は対象外となります。（介護保険制度において便器の取替えを支給対象とするのは、立上りが困難な場合等を想定しているためです。）



## (6) その他（１）～（５）の住宅改修に付帯して必要となる工事

一緒に施工したものであっても、付帯工事として認められない場合があります。

介護保険給付の対象になる工事（例）	
・手すりの取り付け	手すり取付けのための壁の下地補強
・段差の解消	浴室の床の段差解消時に伴う給排水設備工事 スロープ設置時の転落防止柵設置工事
・床材の変更	下地の補強や路盤の整備工事
・扉の取替え	扉の取替えに伴う柱や壁の改修工事
・便器の交換	便器の取替えに伴う給排水設備工事（トイレ内のみ） 便器の取替えに伴う床材の変更



**支給の対象となる工事内容であるかどうかは、伊予市（保険者）が判断します！**

# 住宅改修の流れ

## 事前相談

住宅改修を行う前に、必ず担当のケアマネジャー等に希望を伝え、改修の内容を相談します。（担当のケアマネジャーがいない場合は、伊予市地域包括支援センターにご相談ください。

この際に、ご本人の心身の状況、日常生活の動線、福祉用具の導入状況（レンタル・購入）、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案し、ご本人・家族・介護者にとって効果的で適正な改修が行われるように、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。

その上で、改修を行う場合は、担当のケアマネジャーに「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼します。

## 見積もりの依頼・施工事業者の決定

住宅改修の工事は、ご本人と施工業者との契約により行われます。複数の事業者に見積を依頼し、適切な工事内容、適正な価格での改修であるか、比較しましょう。

施工業者が決まりましたら、事前申請に必要な書類等の準備をします。申請書類の他に、見積書、図面、見積もりに記載された部材のカatalogの写し、改修箇所ごとの改修前写真（日付入り）等が必要となりますので、準備又は作成の依頼をしてください。



## 事前申請（着工前）

住宅改修を行うにあたっては、工事着工前に申請が必要です！次の書類を伊予市長寿介護課に提出してください。

- 住宅改修が必要な理由書（1）
  - 住宅改修が必要な理由書（2）
  - 承諾書（住宅の所有者が本人以外の場合に必要）
  - 住宅見取り図（申請者の動線を記入すること）
  - 工事見積書
- 工事金額が高額〈10万円以上〉の場合は、2社以上の見積を伊予市に提出してください。
- 住宅改修の予定箇所を記した着工前写真（日付入り）
  - 使用する部材のカatalog等の写し



## 現地確認

事前申請の受付後、伊予市（保険者）が書類上の確認だけでは判断が困難な場合、もしくは介護給付費の適正化事業の一環で、現地確認をする場合があります。



## 事前審査・承認

提出された書類や現地確認に基づいて、住宅改修の内容等の確認・審査を行います。

※審査には、3日程度かかります。

（現地確認がある場合はその日から3日程度）



審査の結果、妥当であると判断された場合、伊予市長寿介護課から、着工許可の連絡をするとともに、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修着工許可書」を発行いたします。

## 工事の依頼・施工

着工許可書を受領したら、改修に着手します。施工業者に工事の依頼をしてください。工事完了後、施工業者に工事費用全額を支払い、「領収書」を受取ります。支給申請には、領収書・改修箇所ごとの改修後写真（日付入り）等が必要となります。支給申請までに準備をして下さい。

※無断で事前申請の内容と異なる改修を行うと介護保険給付の対象外となる場合がありますのでご注意ください。

## 支給申請（工事完了後）

改修工事を終えたら、「介護保険居宅介護（予防介護）住宅改修費支給申請書」に次の書類を添付して伊予市長寿介護課に提出してください。

- 領収書（原本）
- 改修後の写真（日付入り）
- 委任状（ケアマネジャー等に申請を依頼する時）

※提出された書類及び写真で工事内容が確認できない場合は、市の職員がご自宅を訪問し、事後確認をいたします。

## 支給決定

支給が決定されると、被保険者が指定する金融機関の口座に住宅改修費が振り込まれます。（支給申請から振込みまでは概ね1～2ヶ月程度の期間を要します。）

## 申請に必要な書類と留意点

申請に必要な書類は次のとおりですが、必要に応じて提出書類の追加をお願いすることがありますので、予めご了承ください。

### (1) 住宅改修が必要な理由書 **\*事前提出**

住宅改修が必要な理由書の1枚目には、利用者の身体の状態、介護の状態、住宅改修を行う目的等を記載します。(福祉用具レンタルの状態も併せて記入してください。)

改修場所でどのような行為をどれくらいの頻度で行い、そのことが本人の自立につながるかどうかを記載することが重要です。

2枚目には、利用者の日常生活にどのような不都合が生じているか、改修によってどのような効果が見込めるか、どのような改修を行うのかを記入します。それぞれの項目を具体的に分かりやすく記載してください。

なお、「住宅改修が必要な理由書」を作成できる方は次のとおりです。

- ケアマネジャー（介護支援専門員）
- 理学療法士
- 作業療法士
- 福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上



### (2) 工事見積書 **\*事前提出**

見積書を提出する際には、次のことに注意して見積書を作成してください。詳細が確認できない場合は、再度、見積書の提出を求めることがあります。

- 要介護者本人あてであり、施工場所が本人の住民票の住所になっていること。
- 改修の種類、箇所ごとに商品名、単価、数量等が区分して記載されていること。
- 材料費、工賃、諸経費が区分して記載されていること。(工事一式は不可)
- 介護保険支給対象外の工事が含まれる場合、保険給付の対象となる部分が抽出され明示されていること。対象範囲を明示することが困難な項目については、適切な方法で対象範囲を按分してあり、その根拠が明示されていること。
- 諸経費は、工事費の10%を目安として審査します。
- 清掃費、家具等の移設費等は、支給対象に含まれませんのでご注意ください。
- 労務単価について、国土交通省の示している公共工事設計労務単価より突出しており、突出理由に合理性が認められない場合は給付の対象外となります。

### (3) 住宅改修箇所見取り図（平面図等） **\*事前提出**

任意の様式により、次の内容に注意して分かりやすく作成してください。

- 要介護者本人の動線（赤）が記入されており、改修の位置が確認できること。
- 見積書、写真と同じ工事箇所番号、内容となっていること。
- 改修箇所が、要介護者本人の動線上であること。

#### (4) 事前写真 **\*事前提出**

任意の様式により、次の内容に注意して分かりやすく作成してください。

- 写真については、撮影年月日を記載したボード等を入れて撮影するか、撮影年月日を表示できるカメラで撮影すること（撮影後の写真に日付を記入したものや、貼り付けたものは認めません。）
- 見積書、見取り図（平面図）と同じ工事箇所番号、内容となっていること。
- 写真上に、完成予定図（取付け位置や形状等）を記入していること。
- 段差解消の場合は、メジャーをあてて段差の高低が分かるように撮影すること。
- 段差、浴室、トイレなどは全景及びアップの写真を添付すること。（段差、便器や浴槽の位置が確認できる写真であること。）
- 福祉用具（手すり、踏み台、バー等）をレンタルしている場合はその利用状況の写真も添付してください。
- 不明瞭な写真（ピンボケ等）は認めません。



#### (5) 使用する部材のカタログ等の写し **\*事前提出**

使用する部材全てのカタログ写しが必要です。次のことに注意してカタログ等の写しを準備してください。

- メーカー・部材名・型番・金額等が確認できること。
- 使用する部材にマーカー等でラインを引き、見積書と同じ工事箇所番号を記入すること。
- 作り付けの踏み台など、カタログがない場合は、設計図（形状、寸法、材質、取り付け方法等を示したもの）を添付すること。

#### (6) 申請書 **\*事後提出**

申請書及び委任状の訂正をする場合は、必ず申請者の訂正印を用いてください。ただし、氏名及び金額の訂正は認めません。

#### (7) 承諾書 **\*事後提出**

改修する住宅の所有者が本人でない場合は、事前に所有者の承諾がなければ改修ができません。このような場合は、事前に承諾書をもらい、申請時に必ず添付してください。

承諾書には、家屋所有者もしくは賃貸人の署名が必要です。（承諾書の日付は、必ず着工前にしてください。着工後のものは認めません。）

## (8) 領収書（原本） **\*事後提出**

領収書は、原則、工事内訳書（見積書）と同額である必要があります。（同一工事内に介護保険給付対象外部分がある場合を除く。）

施工業者に工事費用を支払い、領収書を受け取る際は、次の内容が記載されているかを確認してください。

なお、支給申請時には、領収書原本の提出をお願いします。発行者の社名や印が無いもの（または写し）や単に改修費を施工業者の口座に振り込んだことを証明した書面は領収書として認めません。

- ・宛名が、被保険者本人になっていること。
- ・領収日、領収金額が正しく記載されていること。
- ・税抜きで5万円以上の場合、収入印紙が貼ってあること。
- ・施工業者名が正しく記載されており、社印が押印されていること。
- ・但し書きの記載に、介護保険住宅改修の工事であることが明記されていること。

## (9) 事後写真 **\*事後提出**

任意の様式により、次の内容に注意して分かりやすく作成してください。

- ・写真については、撮影年月日を記載したボード等を入れて撮影するか、撮影年月日を表示できるカメラで撮影すること。（撮影後の写真に日付を記入したものや、貼り付けたものは認めません。）
- ・事前写真と同じ向き、同じ大きさで撮影していること。
- ・事前写真の予定位置と同じ位置になっていること（無断で改修位置や方向、寸法、部材等を変更した場合は、支給対象として認めませんのでご注意ください。）
- ・改修部分の全景が写っていること。
- ・固定部位が確認できること。（改修完了時に、固定部分が隠れてしまう場合は、施工途中の写真が必要です。）

## 「住宅改修必要書類チェックリスト」について



別紙「住宅改修必要書類チェックリスト」に、介護保険住宅改修費支給申請に係る一般的な項目をまとめていますので、伊予市（保険者）へ提出する前のセルフチェック等にご活用ください。

ただし、一般的な事例を想定したものであるため、この他の確認や追加書類が必要な場合もありますので、あらかじめご了承ください！！

## 住宅改修費が支給できない・一部支給となる場合

次の場合は、事前申請で承認を受けていても、住宅改修の支給ができませんので、ご注意ください。



### (1) 事前承認後の改修内容の無断変更

住宅改修は事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められていません。施工業者が改修を行う際に、利用者や家族から取り付け位置の変更等を希望されても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行うと、介護保険給付の対象外となる場合があります。

改修内容に変更がある場合は、必ずケアマネジャーに相談し、伊予市長寿介護課までご連絡ください。

### (2) 改修中に被保険者が死亡した場合

被保険者が工事完了前に死亡した場合は、介護保険の給付対象外となります。ただし、死亡時に完成している部分までは、給付対象として申請することができます。

### (3) 改修中に被保険者が入院した場合

着工後に容態の急変等により入院し、退院の見通しがつかない場合は、被保険者が入院するまでに完成した部分までは、給付対象として申請することができます。

### (4) 被保険者が退院・退所できない場合

退院・退所の予定が決まっており、住宅改修を行わなければ在宅生活に支障が出ると判断できる場合は、入院・入所中においても事前申請、着工が可能です。ただし、退院・退所しない（できない）ことになった場合は、住宅改修費の支給を受取ることができなくなります。

### (5) 要介護認定が「自立」となった場合

要介護認定申請中の方が、認定結果の通知前に事前申請し、着工することは可能ですが、支給申請は認定結果が出てからになります。認定結果が「自立」の場合は、住宅改修費の支給を受けることができません。

### (6) 領収書の日付から2年以内に申請しなかった場合

領収日から2年以内に申請書を提出できなかった場合は、事前承認が無効になります。

## 福祉用具貸与と住宅改修の併用について



住宅改修と同一種目の福祉用具レンタルについては、基本的に認めていません。ただし、利用者の住環境、身体状況、使用頻度、安全性等の状況により、福祉用具のレンタルが必要であると判断した場合は、貸与可能です。

適切な介護給付となるよう、伊予市長寿介護課職員が、ご自宅を訪問し住宅改修の内容や福祉用具の利用状況を確認する場合があります。

○ 併用が認められる場合	× 併用が認められない場合
<p>○改修が必要な場所が、ふすまや障子、畳であり、手すりを設置する壁面等がない場合には、置型の手すりや歩行器の貸与が認められます。</p> <p>○車椅子や歩行器をレンタルしている場合のバリアフリー工事や床材の変更は認められます。</p> <p>○心身の状態が不安定な状況であり、住宅改修を行っても長期的に使用することができないと判断される場合は、福祉用具の貸与が認められます。(この場合、概ね3ヶ月を試用期間とし、心身の状況を確認しながら住宅改修が必要かの判断を行ってください。)</p>	<p>×手すりを設置すると見た目が悪くなる等の理由で、未固定の手すり等の貸与を希望される場合は認められません。</p> <p>×同居家族の使い勝手や、将来的な理由で、未固定の手すり等の貸与を希望される場合は認められません。</p> <p>×車椅子や歩行器をレンタルして使用している動線上への手すりの取付け工事は基本的に認められません。</p> <p>×レンタルのスロープを設置するための改修などは認められません。</p>



福祉用具貸与と住宅改修の併用については、事前、事後の現地確認の対象となります！

また、担当ケアマネジャーに住宅改修後の動作改善や自立度の向上、フォローアップ等について確認する場合があります。

担当ケアマネジャーは、導入後のモニタリングを必ず実施してください。

## トラブルの防止について

事前申請をしなかったためや、着工許可書を受領する前に着工したために、住宅改修費が支給されずトラブルになる例があります。また、施工業者によっては、支給上限額があることや事前申請が必要なことを説明せず、「介護保険で全部できますよ！」などとセールスし、契約後に支給対象とならないことが発覚するなどのトラブルが報告されています。

制度を利用する場合は、必ず担当のケアマネジャーが伊予市地域包括支援センターに相談しましょう。



## 住宅改修Q & A



各事業者の方々からいただいたご質問や、事例を「Q&A」にまとめましたのでご活用ください。

回答の中には、伊予市が独自に判断したものが含まれています。他の市町村と判断が異なる場合がありますが、介護保険制度における住宅改修は、各保険者の判断となりますのでご理解ください。

回答内容に修正が生じた場合は、適宜、回答内容を更新します。

また、回答内容に対する疑義がある場合は、下記までお問合せください。

伊予市長寿介護課（住宅改修・福祉用具購入担当）

TEL 089-982-1117

FAX 089-909-6335

E-mail [cyojyu-kaigo@city.iyo.lg.jp](mailto:cyojyu-kaigo@city.iyo.lg.jp)



## (1) 手すりの取り付け

Q 質問	A 回答
<p>Q1 以前設置した手すりが老朽化したことから、それに替わる新たな手すりを設置する場合は給付の対象となりますか？</p>	<p>A1 単に老朽化したとの理由であれば給付の対象とはなりません。</p>
<p>Q2 玄関にある下駄箱に手すりを設置したいが、給付の対象となりますか？ また、着脱（取り外し）可能な手すりは給付の対象になりますか？</p>	<p>A2 対象となるのは、家屋に設置する手すりです。固定されていない下駄箱や家具への設置は対象外です。ただし、据付けの下駄箱や家具など固定されている場合は対象とします。 着脱式（取り外し可能）の手すりは対象外となります。</p>
<p>Q3 ベランダの家庭菜園が趣味なため、階段で2階へ上がるための手すりを設置したいが、給付の対象となりますか？  階段を使わなくなると筋力が低下するので、階段に手すりを設置して安全に昇降したいが、給付の対象となりますか？</p>	<p>A3 日常生活を維持するために必要な住宅改修が対象となりますので、趣味やリハビリのため等の理由による手すりの設置は給付対象外です。</p>
<p>Q4 玄関から道路までの手すりの設置は給付の対象となりますか？</p>	<p>A4 屋外の改修も、敷地内であれば給付の対象となります。ただし、転落防止柵（ガードパイプ）のように、手すりの範囲を超えるものは対象外となります。</p>
<p>Q5 手すりの取付けの際に、ネジを使用せず、固定材（接着剤）による取付けを行った場合は、給付の対象となりますか？</p>	<p>A5 給付の対象となります。 ただし、両面テープでの取付けについては対象外です。</p>
<p>Q6 廊下や階段、トイレの壁等の両側に手すりを付ける場合に制限はありますか？</p>	<p>A6 基本的には、最低限の改修しか認めないため、片側の手すりのみ給付の対象となります。ただし、半身麻痺などの特別な理由がある場合は理由書に明記してください。審査の対象といたします。</p>

## (2) 段差の解消

Q 質問	A 回答
<p>Q1 玄関ではなく掃き出し窓にスロープを設置して、居室から屋外へ出るための段差解消を行う場合、給付の対象となりますか？</p>	<p>A1 玄関からの出入りが困難な理由があり、移動経路を玄関から吐き出し口へ移さなければならない場合は、給付の対象となります。</p>
<p>Q2 スロープを設置する際に床を解体する必要がある場合、その解体費用についても必要な経費として給付の対象となりますか？</p>	<p>A2 段差解消工事に付帯する工事と考えられ、給付の対象となります。 ただし、解体によって出た廃材等の処分費及び清掃費は給付の対象外です。</p>
<p>Q3 掃き出し窓から出入りするために、レンタルのスロープを設置したいが、スロープを設置するための土台を作る工事は給付の対象となりますか？</p>	<p>A3 福祉用具を設置するための改修は給付の対象外となります。</p>
<p>Q4 車椅子利用者について、送迎の車両をできるだけ玄関に近づけるために、車両乗り入れの支障となる段差をスロープに改修したいのですが、給付の対象になりますか？</p>	<p>A4 車を乗り入れるための改修は給付の対象とはなりません。</p>
<p>Q5 ユニットバスを購入し、設置することにより段差の解消を行う場合、給付の対象となりますか？</p>	<p>A5 ① 段差解消の目的 ② 床を滑りにくい床材へ変更する目的 ③ 浴室床と浴槽底の高低差の段差解消の目的 上記の目的を果たす場合に給付の対象とします。</p>
<p>Q6 昇降機、リフト、段差解消機等の動力により段差を解消する機器の設置は給付の対象となりますか？</p>	<p>A6 昇降機、リフト、段差解消機等の動力により段差を解消する機器の設置は、給付の対象とはなりません。また、手動であっても対象にはなりません。</p>
<p>Q7 洗濯物を干すためにベランダへ出入りする必要がある場合、居室とベランダの段差解消は給付の対象となりますか？</p>	<p>A7 生活動線を支援するものであるため、給付の対象となります。</p>

<p>Q8 洗濯物を干すため庭に下りる際に、転落する可能性があるため、ウッドデッキを作製し段差解消をする場合は、給付の対象となりますか？</p>	<p>A8 ベランダの増設に該当するものであり、給付の対象にはなりません。</p>
<p>Q9 脱衣所と浴室床の段差を解消するために、浴室のかさ上げを行ったが、それに伴う下記の工事は、付帯工事として取扱うことができますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 水洗の蛇口の下に洗面器が入らなくなった場合の蛇口位置の変更</li> <li>② 浴室床が上がったために、相対的に浴槽との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽のかさ上げ工事もしくは浴槽の取替え工事</li> </ul>	<p>A9 いずれの場合も給付の対象となります。</p>
<p>Q10 屋外のスロープ等を木材で作製する場合、給付の対象となりますか？</p>	<p>A10 介護が長期間続くことを考慮すれば、強度と安全性の観点から、原則認められません。ただし、費用の面などで事情のある場合は個別にご相談ください。</p>



### (3) 滑り防止、移動の円滑化等のための床材の変更

Q 質問	A 回答
<p>Q1 通路面の材料の変更としては、どのような材料が考えられますか。また、この場合路盤の整備は付帯工事として給付の対象となりますか？</p>	<p>A1 例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装などが考えられます。タイルやレンガにする場合は、その理由を明記するとともに、滑りにくいことがカタログ等で確認でき、かつ平滑にできるものに限ります。また、これらの工事に伴う路盤整備は付帯工事として給付の対象となります。</p>
<p>Q2 通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）は、給付の対象となりますか？</p>	<p>A2 通路面の床材変更として、給付の対象となります。</p>
<p>Q3 滑りの防止を図るため、階段にノンスリップや滑り止めのゴムやカーペットを貼り付けたりする場合は給付の対象となりますか？</p>	<p>A3 家屋に接着剤や固定具等で固定する場合は給付の対象となります。 両面テープでの固定は認めません。</p>
<p>Q4 住宅の老朽化により、ゆがんだ廊下の床材を取替える改修や、車椅子の使用により痛んだ廊下の改修は給付の対象となりますか？</p>	<p>A4 老朽化や物理的、科学的な摩擦、消耗が理由である場合は給付の対象となりません。</p>
<p>Q5 滑り止めシートを浴槽の縁や底に貼ることは、給付の対象となりますか？</p>	<p>A5 浴槽の縁や底は、床や通路ではないため、給付の対象となりません。</p>
<p>Q6 身体的状況から転倒が予想される箇所について、転倒した際の怪我を防ぐため、クッション性がある床材に変更する改修は、給付の対象となりますか？</p>	<p>A6 転倒した際に怪我を防ぐという目的だけでは、給付の対象になりません。</p>
<p>Q7 要介護者の意向によりフローリングから畳に床材を変更する場合は、給付の対象となりますか？</p>	<p>A7 床材を「滑りにくいもの」へ変更することを想定していますので、畳への変更は給付の対象となりません。</p>
<p>Q8 滑り止め塗料や薬剤塗布により滑りにくくする工法は床材変更にあたりますか？</p>	<p>A8 耐久性や効果、メンテナンス性について十分検討する必要があります。</p>

## (4) 引き戸等への扉の取替

Q 質問	A 回答
<p>Q1 門扉の取替えは、給付の対象となりますか？</p>	<p>A1 外出する際の動線上にあって、身体的な改善のための理由で、引き戸以外の門扉を引き戸に改修する場合は、給付の対象となります。</p>
<p>Q2 扉そのものは取替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は、給付の対象となりますか？</p>	<p>A2 扉そのものを取替えない場合であっても、要介護者の身体状況にあわせて扉の性能を変えたのであれば、給付の対象となります。また、ドアノブ式をレバー式に変更した場合も給付の対象となります。</p>
<p>Q3 既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取替える場合は、給付の対象となりますか？</p>	<p>A3 既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由であれば給付の対象となります。ただし、引き戸が古くなったため開閉が困難という理由では、給付の対象となりません。</p>
<p>Q4 雨戸を取替える工事については給付の対象となりますか？</p>	<p>A4 門扉と同様に。要介護者の生活動線上にあって、身体的な改善のための理由であれば給付の対象となります。 ただし、朝晩に単に雨戸を開閉するだけの理由では給付の対象となりません。</p>
<p>Q5 扉の開閉が困難であるため、既存の扉をカーテンに取替えたいが、給付の対象となりますか？</p>	<p>A5 要介護者の身体状況とカーテンに交換した場合の状況(居室のプライバシー、室温、耐久性等)を考慮したうえでの取替えであれば、給付の対象となります。また、扉枠撤去とカーテンレールの取り付けも付帯工事として給付の対象となります。</p>
<p>Q6 車いすでの移動を容易にするために、既存の扉を撤去したいが、給付の対象となりますか？</p>	<p>A6 撤去のみで新たに扉を設置しない場合は、扉の取替えにあたらないため、給付の対象となりません。</p>

<p>Q7 壁であったところを一部取り払い、扉を新設する工事は給付の対象となりますか？</p>	<p>A7 新たに扉を新設する工事は給付の対象となりません。 ただし、要介護者の身体状況及び住宅状況等を考慮し、既存の扉を利用できないようにしたうえで、扉を新設するのであれば、「扉位置の変更」として取扱い、給付の対象となります。</p>
<p>Q8 動線を短縮する必要があり、扉の位置を変更した際に、元の扉を塞ぐ工事は給付の対象となりますか？</p>	<p>A8 扉位置の変更の付帯工事として給付の対象となります。</p>
<p>Q9 引き戸への取替えて、壁面にあるコンセントが支障となる場合、コンセントの移設費は付帯工事として給付の対象になりますか？</p>	<p>A9 コンセントの取外しと移設費は給付の対象となりますが、配線工事については対象となりません。</p>
<p>Q10 住宅改修の際、不要になった扉などの撤去・処分費用は給付の対象になりますか？</p>	<p>A10 これらの費用は改修に付帯する行為であり、給付の対象となります。 ただし、現場の清掃費用については給付の対象となりません。</p>



## (5) 洋式便器等への便器の取替

Q 質問	A 回答
<p>Q1 便器の取替えに伴う給排水設備工事は「水洗化に係るもの」を除いて給付の対象になっているが、どの程度の工事が給付の対象になりますか？</p>	<p>A1 非水洗の和式便器から水洗式の洋式便器に交換する際には、便器本体工事とともに、水洗化の工事が行われますが、この場合、水洗化の工事は給付の対象となりません。「便器の取替え」に付帯する給排水工事として想定しているのは、既に水洗式になっている和式便器を洋式便器に交換する場合に、給水管の長さや位置を変える工事となります。</p>
<p>Q2 和式便器から、ウォシュレット機能のついた洋式便器への取替えは、給付の対象になりますか？</p>	<p>A2 ウォシュレット機能付き便座が一般的に普及している事を考慮すれば、洗浄便座一体型の便器を取付けるにあっては給付の対象となります。 その場合、便器の電源を確保する電気工事は付帯工事として認められません。</p>
<p>Q3 既存の洋式便器の便座から暖房便座、洗浄機能がついた便座等に取替える場合は給付の対象となりますか？</p>	<p>A3 暖房便座・洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付いた便座に取替える場合は、要介護者の身体状況に関わらず給付の対象とはなりません。</p>
<p>Q4 身体的状況により、既存の洋式便器の高さを高くしたい場合、次の工事は「便器の取替え」として給付の対象となりますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①洋式便器をかさ上げする工事</li> <li>②身体に合わせて便器の高さが異なる洋式便器に取替える場合</li> <li>③補高便座を用いて座高の高さを変える場合</li> </ul>	<p>A4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①給付の対象となります。</li> <li>②ご本人の身体に適した高さにするために取替えるという適切な理由が認められれば、給付の対象となります。</li> <li>③住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として福祉用具購入費の支給対象となります。</li> </ul>



<p>Q5 男性用・女性用それぞれの個室にある和式便器を1つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っていた壁を撤去する費用は、付帯工事として給付の対象になりますか？</p>	<p>A5 便器の取替えに伴う仕切り壁の撤去は、洋式便器に取替えたことによるスペース確保が必要な場合のみ対象となります。その場合は、必ず便所の寸法、介助の状況等を明記してください。</p>
<p>Q6 現在使用している和式便器を取り壊し、別の場所に新たに洋式便器を設置した場合は給付の対象となりますか？</p>	<p>A6 和式便器のトイレの撤去・処分・洋式便器の設置費用のみ対象となります。ただし、既存の和式便器をそのまま利用し、新たに洋式トイレを設置する場合は、便器の取替えにあたらなため給付の対象とはなりません。</p>
<p>Q7 和式便器から洋式便器に取替える工事に伴い、車いすに対応する等の目的で既存の便所を拡張する必要がある場合、便所の拡張工事も給付の対象になりますか？</p>	<p>A7 原則として、拡張工事は対象となりませんが、要介護者の身体状況や家屋の状況によりやむを得ない事情がある場合には、例外として対象になる場合があります。ただし、その場合は家屋の総面積が増えないことが条件です。</p>
<p>Q8 外にある和式トイレを取壊して要介護者の居室近くに洋式トイレを新設する場合は、給付の対象になりますか？</p>	<p>A8 外にある和式トイレが日常使うトイレであれば、給付の対象になります。ただし、外の和式トイレをそのままにし、新たに設置する場合は給付の対象となりません。</p>
<p>Q9 要介護者の身体状況に適應するように、洋式便器の向きを変更する工事は給付の対象になりますか？</p>	<p>A9 給付の対象となります。</p>
<p>Q10 費用を抑えるために、和式便器の上に腰掛便座を置いて固定した場合、住宅改修の給付の対象となりますか？</p>	<p>A10 ボルトで固定した場合は、住宅改修の給付対象となります。ただし、固定することを前提にした製品でなければいけません。</p>
<p>Q11 和式便器から洋式便器に改修する際、工期が数日かかるため仮設トイレを設置した場合、仮設トイレ設置にかかる費用は給付の対象となりますか？</p>	<p>A11 仮設トイレの設置費用は、給付の対象となりません。</p>

## (6) 申請書類等

Q 質問	A 回答
<p>Q1 住宅改修の理由書は、誰が作成するのですか？</p>	<p>A1 基本的には、対象者の居宅サービス計画を作成する居宅介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成します。 ただし、上記の者による作成が困難な場合については、次の者も作成することができます。 ①介護支援専門員 ②理学療法士 ③作業療法士 ④福祉住環境コーディネーター2級以上</p>
<p>Q2 理由書の代わりに、ケアプランを提出してもいいのですか？</p>	<p>A2 理由書の内容を補てんする添付書類としての提出であれば受付可能ですが、ケアプランのみでは受付できません。</p>
<p>Q3 既住宅改修の支給申請の際に、住宅改修前後の写真を添付することになっていますが、その写真の現像料金等についても給付の対象になりますか？</p>	<p>A3 給付の対象となりません。</p>
<p>Q4 住宅の所有者が亡くなっている家屋を改修する場合の住宅改修承諾書は、どのようにすればいいですか？</p>	<p>A4 住宅所有者死亡用の代表相続人指定届・住宅改修の承諾書(様式集参照)もしくは相続人全員からの承諾が必要です。</p>
<p>Q5 領収書の金額によって収入印紙が必要ですか？</p>	<p>A5 印紙税法に基づき、必要な収入印紙を貼付してください。 5万円以上100万円以下の領収書に対しては200円の収入印紙が必要です。</p>
<p>Q6 鉛筆、消せるボールペン、その他消滅しやすい筆記用具による記入の場合、申請は可のですか？</p>	<p>A6 消滅しやすい筆記用具で記入されている場合、修正や改ざんが可能であるため、受付できません。</p>

## (7) その他

Q 質問	A 回答
Q1 要介護者が何らかの事情で一時的に親族等の住宅に身を寄せていて、その住宅を改修しようとする場合は給付の対象となりますか？	A1 介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅を改修した場合のみ対象となります。一時的に居住する住宅は給付の対象とはなりません。
Q2 施設入居している要介護者が月に数回帰宅する住宅を改修する場合は給付の対象となりますか？	A2 施設入所者の生活拠点は施設です。介護保険の住宅改修は在宅サービスであるため、施設を退所するのではなく、一時的な帰宅や外泊の場合は給付の対象となりません。
Q3 新築や増築での住宅改修は給付の対象となりますか？	A3 新築や増築（新たに居室を設けるなど）は給付の対象となりません。 ただし、竣工日以降に行う住宅改修は給付の対象となります。
Q4 賃貸住宅の場合、退去時に原状回復するための費用は給付の対象となりますか？	A4 給付の対象とはなりません。
Q5 事前申請後、支給申請までの間に、変更、追加の工事が発生した場合どうしたらよいですか？	A5 何らかの事情で住宅改修の計画に変更が生じた場合は、事前申請の理由書を修正する必要がありますので、必ず伊予市長寿介護課まで連絡をしてください。 事後申請にて、変更や追加が発覚した場合は、支給の対象になりません。

